

平成八年法律第九十三号

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 預金保険機構の業務の特例（第三条）	
第二章 預金保険機構の業務の特例（第三条）	第三章 政府による財政上の措置等（第二十三条）	
附則	附則	
（目的）	（目的）	
第一条 この法律は、住宅金融専門会社が回収の困難となつた多額の貸付債権等を有することから金融機関等からの多額の借入債務の返済に窮している状況の下で、関係当事者によるこれらの債権債務の処理が極めて困難となつてゐることにより、我が国における金融の機能に対する内外の信頼が大きく低下するとともに信用秩序の維持に重大な支障が生じることとなることが懸念される事態にあることからがみ、住宅金融専門会社の債権債務の処理を促進する等のため、緊急の特例措置として、預金保険機構（以下「機構」という）に、その業務の特例として、住宅金融専門会社から財産を譲り受けたその処理等を行う会社の設立をし、及び当該設立をされた会社に対して資金援助等をする業務を行わせるとともに、機構がその業務を行ったために必要な国の財政上の措置等を講じることにより、信用秩序の維持と預金者等の保護を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。（定義）	第一条 預金保険機構の特例業務の終了（第二十七条—第三十条）	第二章 預金保険機構の業務の特例（第三十四条）
第二条 この法律において「住宅金融専門会社」とは、主として住宅（住宅の用に供する土地及びその土地の上に存する権利を含む。）の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者であつて、この法律の施行の際現に大蔵大臣が指定しているものをいう。	第二章 預金保険機構の業務の特例（第三十四条）	
第三条 この法律において「特定住宅金融専門会社」とは、住宅金融専門会社のうち、回収の困難となつた貸付債権を特に多額に有している等その財産の状況が著しく悪化していることから、こ	第三章 政府による財政上の措置等（第二十三条）	

の法律で定める特別の措置によりその債権債務の処理を促進することが必要であると認められるものとして内閣府令・財務省令で定めるものとす。

（機構の業務の特例）

二 機構は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

一 特定住宅金融専門会社からその貸付債権その他の財産を譲り受けるとともに、その譲り受けた貸付債権その他の財産の回収、処分等を行うことを目的とする一の株式会社の設立の発起人となり、及び当該設立の発起人となつた一の株式会社に出資すること。

（区分経理）

三 第十二条の約束に基づき債権処理会社から納付される金銭の収納を行い、及び第十三条の規定による国庫への納付を行うこと。

四 債権処理会社の業務の実施に必要な指導及び助言を行うこと。

五 前三号の業務のために必要な調査を行うこと。

六 第二号の助成金の交付を適切に行い、及び第三号の債権処理会社からの金銭の納付を的確に行わせるため、第八条に規定する譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産（当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。）が隠ぺいされ、そのおそれがあるものその他その債務者の財産の実態を解明することが特に必要であると認められるものについて、当該債務者の財産の調査を行うこと。

七 第二号の助成金の交付を適切に行い、及び第三号の債権処理会社からの金銭の納付を的確に行わせるため、第八条に規定する譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産の実態を解明することが特に必要であると認められるものについて、当該債務者の財産の調査を行うこと。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

九 機構の理事長は、前項に規定する業務を行ふ他の経理と区分し、特別の勘定として特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定（以下「専門会社債権債務処理勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

（出資の認可）

一 機構は、第三条第一項第一号の規定により設立の発起人となつた株式会社に同号の規定により出資しようとするときは、内閣総理大臣

及び財務大臣の認可を受けなければならない。

（緊急金融安定化基金）

二 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

三 機構は、債権処理会社に対する出資の額を変更しようとする場合には、内閣府令・財務省令で定める事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣及び財務大臣に提出し、その認可を受けなければならぬ。

（緊急金融安定化基金）

四 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

五 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

六 機構は、債権処理会社に対する出資の額を変更しようとする場合には、内閣府令・財務省令で定める事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣及び財務大臣に提出し、その認可を受けなければならぬ。

（緊急金融安定化基金）

七 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

八 機構は、債権処理会社に対する出資の額を変更しようとする場合には、内閣府令・財務省令で定める事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣及び財務大臣に提出し、その認可を受けなければならぬ。

（緊急金融安定化基金）

九 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

十 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

十一 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

十二 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

十三 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

十四 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

十五 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

十六 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

十七 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

十八 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

十九 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

二十 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

二十一 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

二十二 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

二十三 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

二十四 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

二十五 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

二十六 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

二十七 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

二十八 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

二十九 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

三十 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

三十一 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

三十二 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

三十三 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

三十四 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

三十五 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

三十六 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

三十七 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

三十八 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

三十九 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

四十 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

四十一 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

四十二 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

四十三 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

四十四 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

四十五 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

四十六 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

四十七 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

四十八 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

四十九 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

五十 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

五十一 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

五十二 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

五十三 機構は、専門会社勘定に次条各項の規定によ

て、機構が必要と認める場合には、債権処理

会社からの委託を受けて、その取立てを行ふこと。

(譲受債権等に係る損失についての助成金の交付)

第八条 機構は、債権処理会社が指定期間内に特定住宅金融専門会社から譲り受けた貸付債権その他の財産（第十二条、第十七条第二項及び第二十四条第二項において「譲受債権等」という。）のそれにつきその取得価額を下回る金額で回収が行われたことその他の政令で定める事由により債権処理会社に損失が生じた場合における当該損失の金額として政令で定める金額の二分の一に相当する金額の合計額が、次に掲げる金額の合計額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する金額の全部又は一部を補てんするものとして、同項の規定による政府の補助金の額の範囲内で、債権処理会社に対し、助成金を交付することができる。

一 第十二条第十号イ及びロに掲げる金額の合計額

二 この条の規定に基づき機構が債権処理会社に対して既に交付した助成金の額から第十二条第十号の規定により債権処理会社が機構に対する既に納付した金額を控除した金額

第九条 機構は、運営委員会（預金保険法第十四条に規定する運営委員会をいう。以下同じ。）の議決を経て、住専勘定に第三条第一項第一号の規定による出資、次条の規定による助成金の交付及び第十二条の規定による債務の保証に係る保証債務の履行を行うための基金を置き、特定住宅金融専門会社に係る貸付債権の回収等を促進し安定した金融機能の確保に資するために特定住宅金融専門会社に対する出資者又は貸付債権者であった金融機関その他の者が拠出する拠出金をもってこれに充てるものとする。

2 前項の規定により置いた基金（以下「金融安定化拠出基金」という。）の運用によって生じた利子その他の収入金は、金融安定化拠出基金に充てるものとする。

3 機構は、金融安定化拠出基金の残高が第一項に規定する拠出金の合計額から金融安定化拠出基金を財源として第三条第一項第一号の出資に充てた金額を控除した金額に相当する金額（以下この条において「出資控除後の金額」という。）を下回る場合には、運営委員会の議決を経て、預金保険法第四十一条に規定する一般勘定（第五項において「一般勘定」という。）から、金融安定化拠出基金の金額が出資控除後の

金額に達するまでを限り、金融安定化拠出基金に繰入れをすることができる。この場合において、当該繰入れは、同法第三十四条第三号に掲げる業務とみなす。

三 債権処理会社は、毎事業年度の開始前に設立の日の属する事業年度にあっては、当該事業年度開始後速やかに、当該事業年度以後の二年間にについて事業計画及び資金計画を作成し、機構の承認を受けること。

四 債権処理会社は、第二号の処理計画又は前号の事業計画若しくは資金計画を変更しようとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けること。

口

該損失の生じた譲受債権等の全部又は一部の回収が行われたことその他の政令で定める事由により当該損失が減少をしたときに後三月以内に機構に提出すること。

六 債権処理会社は、譲受債権等に係る債権についてその債務者の財産が隠へいされているおそれがあると認めたとき、その他その債務者の財産の実態を解明することが困難であると認めたときは、速やかに機構に報告すること。

七 債権処理会社は、譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他その回収に特に専門的な知識を必要とするものについて、機構の求めに応じ、その取立てを機構に委託すること。

八 債権処理会社は、第六号に定めるものほか、その業務の実施に支障が生じたときは、機構の指導又は助言を受けるため、速やかに機構に報告すること。

九 債権処理会社は、その役職員がその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは直ちに所要の報告をさせる体制を整備するものとし、かつ、当該報告があつたときは機構に報告するとともに告発に向けて所要の措置をとること。

十 債権処理会社は、毎事業年度、次に掲げる金額の当該事業年度の合計額が、第八条に規定する政令で定める金額の二分の一に相当する金額の当該事業年度の合計額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する金額を、当該金額との号の規定により既に納付した金額との合計額が第七条第一項又は第八条の規定により交付された助成金の額の合計額に達するまでを限り、当該事業年度の終了後三月以内に機構に納付すること。

イ 第七条第一項に規定する特定住宅金融専門会社の債務処理に要する財源のうち第一号の契約により債権処理会社が支援するも

のについて同項の規定による助成金の交付を受けた場合には、譲受債権等のそれにつきその取得価額を上回る金額で回収が行われたことその他の政令で定める事由により利益が生じたときにおける当該利益の金額として政令で定める金額

譲受債権等のそれにつき第八条に規定する損失が生じた場合において、当該損失が生じた事業年度の翌事業年度以後に当該損失の生じた譲受債権等の全部又は一部の回収が行われたことその他の政令で定めることにより当該損失が減少をしたときに後三月以内に機構に提出すること。

六 債権処理会社は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書その他の内閣府令・財務省令で定める書類を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に機構に提出すること。

七 債権処理会社は、特別協定は、前号の規定による助成金の交付を含むものでなければならぬ。

八 債権処理会社は、特別協定を実施するため、特別合併に必要な措置を講ずることができる。

九 債権処理会社は、特別合併において、債権処理会社を当該特別合併後存続する会社とする。

一 債権処理会社は、特別合併後、第三条第一項に規定する機構の業務に対応する債権処理会社の業務に係る経理について、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理すること。

二 債権処理会社は、特別合併により当該特別合併前の協定銀行の株主に割り当てる株式について、残余財産の分配を行うとき、一定の金額につき優先的に支払を受け、その金額を超えて支払を受けることができない特別の内容を有するものとする。

三 債権処理会社は、特別合併により当該特別

口

該損失の生じた譲受債権等の全部又は一部の回収が行われたことその他の政令で定めることにより当該損失が減少をしたときに後三月以内に機構に提出すること。

六 債権処理会社は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書その他の内閣府令・財務省令で定める書類を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に機構に提出すること。

七 債権処理会社は、特別協定は、前号の規定による助成金の交付を含むものでなければならぬ。

八 債権処理会社は、特別協定を実施するため、特別合併に必要な措置を講ずることができる。

九 債権処理会社は、特別合併において、債権

処理会社を当該特別合併後存続する会社とする。

一 債権処理会社は、特別合併後、第三条第一項に規定する機構の業務に対応する債権処理会社の業務に係る経理について、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理すること。

二 債権処理会社は、特別合併により当該特別

口

該損失の生じた譲受債権等の全部又は一部の回収が行われたことその他の政令で定めることにより当該損失が減少をしたときに後三月以内に機構に提出すること。

六 債権処理会社は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書その他の内閣府令・財務省令で定める書類を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に機構に提出すること。

七 債権処理会社は、特別協定は、前号の規定による助成金の交付を含むものでなければならぬ。

八 債権処理会社は、特別協定を実施するため、特別合併に必要な措置を講ずることができる。

九 債権

別協定の内容が法令の規定に適合するものであり、かつ、債権処理会社が特別協定の定めによる特別合併を適切に行い得るものであると認めるときでなければ、当該認可をしてはならない。

(債権処理会社からの納付金の処理)

第十三条 機構は、債権処理会社から第十二条第十号の規定による納付を受けたときは、政令で定めるところにより、当該納付を受けた金額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

(資金の融通のあつせん)

第十四条 機構は、特定住宅金融専門会社からの貸付債権その他の財産の譲受けのために債権処理会社が必要とする資金の融通のあつせんに努力するものとする。

(協力依頼等)

第十五条 機構は、第三条第一項に規定する業務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

2 政府は、財務省、法務省、金融庁、警察庁その他関係行政官の職員をもつて構成する連絡協議会を設け、機構が第三条第一項に規定する業務を行なうため必要な支援を行うものとする。

(資料の提出の請求等)

第十六条 機構は、第三条第一項第二号から第八号までに掲げる業務を行うため必要があるときは、債権処理会社に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(現況確認、質問、帳簿提示等)

第十七条 機構の職員は、第三条第一項第六号に掲げる業務を行う場合において必要があるときは、債権処理会社の職員は、その他の者の所持する者は、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者の事務所、住居その他のその者が所有し、若しくは占有する不動産に立ち入り、当該不動産の現況の確認をし、その者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿若しくは書類(以下この条及び第三十三条において「帳簿等」という。)の提示及び当該帳簿等についての説明を求めることができる。ただし、住居に立ち入る場合は、裁判において同一の居住者は、その居住者から当該居住の管理を委託された者を含む。次に掲げる場合において同じ。の承諾を得なければならぬ。

(運営委員会の特例)

第二十条 第九条第一項及び第三項、第十二条の二第一項並びに第二十九条に規定するもののほか、運営委員会の権限の特例

一 当該債務者

二 当該債務者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

三 当該債務者に対し債権若しくは債務があ

り、又は当該債務者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

四 当該債務者が株主又は出資者である法人の機構の職員は、第三条第一項第六号に掲げる業務を行う場合において必要があるときは、その

業務を行う場合において必要があるときは、第二

三 第三条各項、第八条又は第十条の規定によ

る助成金の交付

二 第十一条の規定による債務の保証

三 第十三条第一項第一号の規定による出資(第

五条第五項の出資の額の変更を含む。)

二 第七条各項、第八条又は第十条の規定によ

る助成金の交付

一 第十三条第一項第一号の規定による出資(第

五条第五項の出資の額の変更を含む。)

二 第七条各項、第八条又は第十条の規定によ

融安定化拠出基金に充てられた金額を含む。)を、金融安定化拠出基金の拠出者の拠出金の額に応じて、各拠出者に分配するものとする。
 (住専勘定の廃止)
第三十条 機構は、第二十五条第二項及び前二条の手続を終えたときは、住専勘定を廃止するものとする。
二 機構は、前項の規定により住専勘定を廃止した場合において、住専勘定に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。
三 機構は、住専勘定を廃止したときは、機構の資本金のうち政府の出資に係るものにつき、第二十三条第一項の規定により政府が出资した金額に相当する金額を減額するものとする。

(預金保険法の適用)

第三十一条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第二条第一項及び第三項中「この法律」とあるのは、「この法律又は特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第九十三号)以下「特定住専債権等処理法」という。」と、同法第四十二条第一項中「業務」とあるのは、「業務(特定住専債権等処理法第九条第三項後段において第三十四条第三号に掲げる業務とみなされるものを含む。)」

と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び四十六条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は特定住専債権等処理法」と、同法第五十条第一項中「業務(特定住専債権等処理法第九条第三項後段において第三十四条第三号に掲げる業務とみなされるものを含むものとし、第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)」とあるのは、「業務(特定住専債権等処理法第三条第一項に規定する業務を除く。)」と、同法第一百五十二条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は特定住専債権等処理法」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは、「第三十四条に規定する業務(特定住専債権等処理法第九条第三項後段において第三十四条第三号に掲げる業務とみなされるものを含む。)」並びに特定住専債権等処理法第三条第一項及び第十二条の二第一項に規定する業務」と、同条第六号中「第四十三条」と、

とあるのは、「第四十三条(特定住専債権等処理法第二十二条において準用する場合を含む。)と、「業務上の余裕金」とあるのは、「業務上の余裕金又は緊急金融安定化基金若しくは金融安定化拠出基金」とする。

第三十一条 機構は、平成十年四月一日から施行するため必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

(権限の委任)

第三十二条 この法律に規定するもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

(権限の委任)

第三十二条の二 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

第六章 罰則

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは偽りの記載をした資料の提出をした者

二 第十七条の規定による立入り又は現況の確認を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第十七条の規定による機構の職員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

四 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

五 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

六 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

七 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

八 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

九 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

十 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

十一 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

十二 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

十三 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

十四 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

十五 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

十六 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

十七 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

十八 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

十九 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

二十 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

二十一 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

二十二 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

二十三 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

二十四 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

二十五 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

二十六 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

二十七 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

二十八 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

二十九 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

三十 第十七条の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

(罰則についての経過措置)

第二条 この法律の施行前にした預金保険法第九条第三号に該当する違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附則(平成九年六月一八日法律第八九号)抄)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年六月二〇日法律第一〇号)

(施行期日)

第一条 この法律は、金融監督庁設置法(平成九年法律第二百一号)の施行の日から施行する。

(附則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附則(平成九年三月三一日法律第二〇号)抄)

第一条 この法律は、平成十年三月三一日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三一日法律第二〇号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年四月一〇日法律第三号)

までの間(以下この項において「経過期間」という。)に生じた旧法第十二条第十号に規定する利益について同号の規定により機構に納付をした金額がある場合には、機構は、当該納付を受けた金額のうち経過期間に生じた旧法第八条に規定する損失の金額として政令で定める金額の合計額の二分の一に相当する金額(当該金額が当該納付を受けた金額を超えるときは、当該納付を受けた金額に相当する金額)を債権処理会に返還するものとする。

旧法第十二条第十号の規定により機構が国庫に納付をした金額は、それぞれ新法第十二条第十号の規定により債権処理会社が機構に納付をした金額及び新法第十三条第二項の規定により機構が国庫に納付をした金額を控除した金額である。機構が債権処理会社に返還された金額及び新法第十三条第二項の規定により機構が国庫に納付をした金額とみなす。

機構が債権処理会社に返還された金額及び新法第十三条第二項の規定により債権処理会社に返還された金額がある場合における新法第十二条第十号及び第十三条の規定の適用に係る計算の特例は、政令で定める。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年一〇月一六日法律第一三三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置等)

第二条 改正後の特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(以下「新法」という。)第十二条第十号及び第十三条の規定は、それぞれ債権処理会社(同条に規定する債権処理会社をいう。以下同じ。)の平成十年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度(以下「適用開始年度」という。)以後の事業年度に係る債権処理会社から預金保険機構(以下「機構」という。)への納付及び当該納付に係る機構から国庫への納付について適用する。

業界免許」という。)を受けたときは、当該特別合併により、当該特別合併後存続する会社(以下「新会社」という。)が債権処理会社(以下「新会社」という。)が債権処理会社である場合において、当該新会社が銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四条第一項の金融再生委員会の免許(第十一条において「銀行業免許」という。)を受けたときは、預金保

機構（以下「機構」という。）が旧法附則第七条第一項の規定により協定銀行と締結した協定は、新会社との間で締結した協定とする。
前項の規定は、新法附則第八条の二第一項に規定する特別協定、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第二百三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定整理回収協定及び金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第二百四十三号）第十条第一項に規定する協定に準用する。

第十一条 新会社が債権処理会社である場合において、新会社が新住専處理法第三条第一項に規定する機構の業務に対応する新会社の業務を終了し、かつ、機構が特別合併の前から保有していた債権処理会社の株式の全部につき譲渡その他の処分をしたとき又は当該株式の全部を住専勘定において整理することを終えたときは、債権処理会社が解散したものとみなして、新住専處理法第二十五条第二項及び第二十七条から第二十九条までの規定を適用する。この場合において、新住専處理法第二十七条中「残余財産の分配を受けたとき」とあるのは、「機構が特別合併の前から保有していた債権処理会社の株式の全部に相当する金額を、譲渡その他の処分により受領したとき又は当該株式に代わるものとして住専勘定において整理したとき」と、「当該分配を受けた金額」とあるのは、「当該譲渡その他処分により受領した金額又は当該株式に代わるものとのとして住専勘定において整理した金額」とする。

